

主な出来事（2009年4月）

1. 新しい食品添加物の指定

4月は、新たな食品添加物の指定あるいは削除はありませんでした。（現在、389品目）

2. 食品添加物の今後の指定予定

2008年7月30日、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目

- 1) L-グルタミン酸アンモニウム（調味料）
- 2) ステアロイル乳酸ナトリウム（乳化剤、安定剤）
- 3) イソバレラルデヒド（香料）
- 4) バレラルデヒド（香料）

1)：2008年6月18日～7月17日、パブリックコメント

2)、3)、4)：2008年9月16日～10月16日、パブリックコメント

2008年12月25日、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目

- 5) 2,3-ジメチルピラジン（香料）
- 6) 2,5-ジメチルピラジン（香料）
- 7) 2,6-ジメチルピラジン（香料）
- 8) 2-エチルピラジン（香料）
- 9) 2-メチルピラジン（香料）

10) ソルビン酸カルシウム（保存料）

8)、9)：2009年2月19～3月20日、パブリックコメント

10)：2009年2月20日～3月21日、パブリックコメント

2009年3月24日、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目

- 11) 2-メチルブチルアルデヒド（香料）

4月に、新にパブコメに入った品目はありません。

3. 食品添加物の安全性評価指針の作成（食品安全委員会）

食品安全委員会は、食品添加物の安全性評価指針の作成を進めています。

4月20日に開催されました食品安全委員会添加物専門調査会で、遺伝毒性試験、遺伝毒性発がん物質、国際汎用香料の評価方法が審議されました。継続審議となりました。

4. 甘味料スクラロースが、日本の下水処理場から検出されたと中部大学の鈴木教授が発表

本年3月16日～18日に山口大学で開催された第43回日本水環境学会で、中部大学大学院応用生物学環境生物学科の鈴木茂教授らは、下水処理場から2～5ppb検出したと発表しました。

既に（2008年1月）、スウェーデン（IVL Swedish Environmental Research Institute Ltd.）のEva Brorsrom-Lundenらは、スウェーデンの下水処理場のモニタリング結果を公表しております。

5. 味の素株式会社が新甘味料アドバンテーム (Advantame) を米国 FDA に承認申請

「3月30日、味の素は、新甘味料アドバンテーム (Advantame) を米国 FDA に承認申請した。」と4月6日に報じられました。早速、4月7日から、過激な消費者団体がネット上で一斉攻撃を開始しました。

6. JECFA の評価のための食品添加物の優先リスト

「3月16日から上海で開催された FAO/WHO 合同食品規格計画第41回食品添加物部会 (CCFA) で議論され、優先順位が高いとされた食品添加物は次の通りである。」と、4月13日に開催されました CODEX 連絡会議で厚生労働省から公表されました。

- ・ 315 Flavourings (新規 68 Flavourings を含む) (安全性評価及び規格)
- ・ Pullulan (食物繊維としての新たな使用を含む暴露評価)
- ・ Pullulanase (安全性評価及び規格)
- ・ Steviol glycosides (規格の改訂 (Rebaudioside D 及び F を含む))
- ・ Sucrose esters of fatty acids (規格の改訂)

7. 中国の遺伝子組換え食品 (米)

中国農業科学院水稻研究所を訪問し、商業生産されている品種は、4品種であることが判明しました。これらの品種については、学术论文で公表されております。

1) M63

2) Kemingdao { KMD1

3) { KMD2

4) BLB (Bacterial Leaf Bright)

我が国の監視状況については、厚生労働省違約食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室の担当官より、「LL601、LL62、GM63、Kemingdao の試験が可能となっております。BLB については、検知法が確立されておられません。」との趣旨のご連絡をいただいております。

8. 「新型インフルエンザに関する食品安全委員長の見解」

4月27日付け、「新型インフルエンザに関する食品安全委員長の見解」が公表されました。

4月30日付けで、改正されました見解を添付しました。(1ページ)

9. カナダ産いんげん豆の輸入検査における問題

「(財)食品環境検査協会神戸事業所が、2008年11月以降、カナダ産いんげん豆のグリホサートに係る検査を輸入業者の依頼により実施していたところ、検査データに疑問が生じたため、当該検査の中止を指導するとともに、検査済の検体16件すべてについて、他の登録検査機関で再検査を実施するよう指示しました。その結果、当初食品衛生法に適合すると判断されていた検体のうち4件が、食品衛生法に適合しないと確認されたため、輸入者を管轄する関係自治体を通じて輸入者に対し、回収等を指示したところです。

なお、食品衛生法に適合しない4件(122トン)は、通関済ですが、全量倉庫に保管されていたため、流通していません。

注1：(財)食品環境検査協会は、食品衛生法第31条に基づく登録検査機関である。

注2：カナダ産いんげん豆のグリホサートについては、本年2月、検査命令を実施することとしましたが、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対して自主検査を指導しています。

2. このため、厚生労働省においては、(財)食品環境検査協会神戸事業所に対し、当該4件の試験成績書の撤回、原因究明の実施、改善が完了するまでの間の当該検査の中止等を指示したところです。」と、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室から、4月30日に公表されました。

10. フーディーズ株式会社に景品表示法違反で排除命令

3月31日、公正取引委員会は、フーディーズ株式会社が、「ワイの店でお出ししているのは但馬牛一本。兵庫の幼馴染の牛飼いからエエとこだけをその日のうちに仕入れるワケや。それもただの但馬牛ちゃうで。但馬牛の中でも厳しい基準を満たした「格付等級A5」以上の神戸ビーフを使こてるからそりゃもう間違えなく美味い！」と記載することにより、あたかも、牛の正肉を用いる料理に「但馬牛」の中でも厳しい基準を満たした「神戸ビーフ」を用いているかのように、また、牛の内臓を用いる料理に「但馬牛」のものを用いているかのように表示したとして、景品表示法第4条第1項第1号(優良誤認)違反で排除命令を出しました。

11. 鶏卵の表示に関する公正競争規約

3月26日、公正取引委員会は、鶏卵公正取引協議会設立準備会(会長 中村 光夫)から認定申請のあった「鶏卵の表示に関する公正競争規約」(別添。以下「規約」という。)について、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)第12条第2項各号の要件に適合すると認め、同条第1項の規定に基づき、本日、これを認定し、その旨を平成21年3月27日付け官報に告示することとした。

(1) 必要表示事項

名称、原産地名、内容量、等級、賞味期限、保存方法・使用方法、採卵者又は選別包装者の氏名又は名称及び住所並びに卵重計量責任者の氏名を表示することを義務付ける。

(2) 特定事項の表示基準

「栄養強化卵」である旨を表示する場合、鶏・鶏舎等の安全・衛生対策について表示する場合等の基準を定める。

(3) 特定用語の使用基準

「平飼い」、「放飼い」、「地卵」、「有精卵」、「特選」、「厳選」、「最高級」、「極上」、「天然」、「自然」等の用語を表示する場合の基準を定める。

(4) 不当表示事項

前記(2)及び(3)の基準に合致しない表示をすること、栄養成分、飼料、安全・衛生対策及び飼養環境について事実と相違する表示又は実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認させる表示をすること、鶏卵に病気の予防等についての効果があるかのように誤認させる表示をすること等をそれぞれ禁止する。

(5) 公正マーク（会員証紙）

会員は、規約に従い適正な表示をしている鶏卵の容器、包装等に「公正マーク」を表示することができる。

1 2. JAS 規格の改正・告示

4月9日、次の品目の JAS 規格の改正が告示された。

- ・ 乾めん
- ・ 即席めん
- ・ 手述べ干しめん

使用可能な食品添加物も変更されていますので、ご注意ください。

新旧対象表を添付します。（全部で 16 ページ）

1 3. 定温管理流通加工食品の日本農林規格の告示

4月16日、定温管理流通加工食品の日本農林規格が制定・告示されました（農林水産省告示第 518 号）。

告示を添付します。（2 ページ）

1 4. しょうゆの JAS 規格改正のためのパブコメ及び WTO 通報

しょうゆの JAS 規格改正のためのパブコメが3月30日に、WTO 通報が4月20日になされました。パブコメの期限は、4月28日、WTO 通報に関する意見提出期限は、4月19日とされています。使用可能な食品添加物も変更されていますので、ご注意ください。併せて、しょうゆの品質表示基準も改正されます。

また、有機農産物の JAS 規格改正についても同様のスケジュールです。

1 5. JAS 規格の見直し他

JAS 規格については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 10 条の規定により、前回の改正等から 5 年以内になお適正であるかどうかを農林物資規格調査会で審議することになっています。前回の改正等から数年が経過している以下の 16 の日本農林規格を対象に見直しについての検討を開始することとされました。併せて、10 の品質表示基準についても検討が開始されます。

- ・ 豆乳類の日本農林規格
- ・ 農産物漬物の日本農林規格
- ・ 煮干魚類の日本農林規格
- ・ にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
- ・ 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格
- ・ 果実飲料の日本農林規格
- ・ 炭酸飲料の日本農林規格
- ・ 有機農産物の日本農林規格
- ・ 有機加工食品の日本農林規格
- ・ 有機畜産物の日本農林規格

- ・ 有機飼料の日本農林規格
- ・ 生産情報公表加工食品の日本農林規格
- ・ りんごストレートピュアジュースの日本農林規格
- ・ 素材の日本農林規格
- ・ 集成材の日本農林規格
- ・ 合板の日本農林規格
- ・ 豆乳類品質表示基準
- ・ 農産物漬物品質表示基準
- ・ 煮干魚類品質表示基準
- ・ にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準
- ・ 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準
- ・ 果実飲料品質表示基準
- ・ 炭酸飲料品質表示基準
- ・ 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準
- ・ 特殊包装かまぼこ類品質表示基準
- ・ 風味かまぼこ品質表示基準

16. 今月の主な違反事例

- ・ あくつ屋（鈴木好亀、福島県田村市 船引町）が、製造・販売した「かりんとう饅頭」の消費期限が誤っていたとして、自主回収するとの報告があったと、4月10日厚生労働省から公表されました。
- ・ 敷島製パン株式会社パスコ多摩工場（東京都昭和島市武蔵野）が、製造・販売した「画家の休日 ホワイトチョコタルト」の賞味期限が誤っていたとして、自主回収するとの報告があったと、4月8日厚生労働省から公表されました。
- ・ 有限会社ゆかり堂製菓（秋田県仙北市角館町）が製造・販売した「秋田米せんべい（米菓子）」の原材料表示に「小麦を含む」旨の表示の記載漏れがあったとして、自主回収するとの報告があったと、4月30日厚生労働省から公表されました。

17. その他

WEBによる食品添加物に関する意識調査を実施しましたので、同封しました。

以上。